

令和7年度集団指導 ～居宅療養管理指導～

これまでの運営指導による指摘・指導事項例

令和8年3月
富山県厚生部高齢福祉課
富山市福祉保健部指導監査課・介護保険課



◎基準条例等について

- ▶ 県条例：「富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年富山県条例第66号）
- ▶ 予防条例：「富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年富山県条例第67号）
注：**富山市内の事業所については、富山市の条例が適用**されますので、市条例をご確認ください。
- ▶ 基準省令：「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚労省令第37号）
- ▶ 解釈通知：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）

<介護報酬基準>

- ▶ 基準告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示令第19号）
- ▶ 留意事項通知：「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第36号）



サービス提供の流れ



◎ サービス提供の流れ

- ・ 利用者の申込み
- ↓
- ・ 被保険者証の確認
- ↓
- ・ 重要事項説明書等による説明・同意・交付
- ↓
- ・ 契約の締結
- ↓
- ・ 心身の状況等の把握
- ↓
- ・ サービスの提供
- ↓
- ・ サービス記録の整備、関係者との連携、事故発生時の対応、苦情対応等
- ↓
- ・ 利用料の受領、領収書等の発行



契約の手続き



◎契約に際して

- ▶ 事前に重要事項説明書を交付し、利用者及び家族に十分説明したうえで契約を締結する。
- ▶ 運営規程や重要事項説明書には、主に下記について記載する。
 - 事業の目的及び運営の方針
 - 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 営業日及び営業時間
 - 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
 - 通常の事業の実施地域
 - 虐待防止のための措置に関する事項（令和9年4月1日より義務化）
 - その他運営に関する重要事項（事業提供に当たっての留意事項、衛生管理、事故発生時の対応、苦情処理、秘密保持、従業者の研修、記録の整備 等）



Ⅰ. 運営に関する事項



事例 1：運営規程について

指摘事項

正しい利用料金が記載されていない。

●ポイント

サービスの利用開始に際し、利用者又は家族に正しい情報の提供や説明を行った上で、同意を得る必要がある。

●根拠法令

・基準省令第87条

指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定居宅療養管理指導事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。



事例 2：通常の事業の実施地域について

指摘事項

- ①通常の事業の実施地域を定めていない。
- ②通常の事業の実施地域が不明確である。

●ポイント

- 平成30年度報酬改定において、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」が創設されたことを受けて、運営規程に定めるべき事項として「通常の事業の実施地域」が追加されている。
- 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。こと。（「〇〇町周辺」等では不明確である。）なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超えてサービスが行われることを妨げるものではない。

●根拠法令

* 基準省令第90条

指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) **通常の事業の実施地域**
- (6) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (7) その他運営に関する重要事項



事例3：委員会・研修・指針等について

指摘事項

実施が義務づけられている委員会等が実施されていない

●ポイント

居宅療養管理指導事業所で開催しなければならない委員会、実施しなければならない研修・訓練、整備しなければならない指針等は以下のとおり

	委員会	研修	訓練	指針等
感染症の予防等	○ おおむね6月に1回以上開催	○ 定期的（年1回以上）に実施	○ 定期的（年1回以上）に実施	○ 指針の整備
業務継続計画（BCP） ※令和9年度より義務化		○ 定期的（年1回以上）に実施	○ 定期的（年1回以上）に実施	○ BCP（災害・感染症）の策定
虐待の防止 ※令和9年度より義務化	○ 定期的に開催	○ 定期的（年1回以上）に実施		○ 指針の整備 

事例4：重要事項説明書のウェブサイト等への掲載について

指摘事項

ウェブサイトへの重要事項説明書の掲載がなかった

R7.4.1～義務化

●ポイント

重要事項説明書は原則としてウェブサイト（※）に掲載しなければならない。

（※）ウェブサイトとは法人のホームページ等または介護サービス情報公表システムを指す。

●根拠法令

* 基準省令第91条において準用する第32条

指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条においては単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅療養管理指導事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定居宅療養管理指導事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。



II.変更届に関する事項



事例5：変更届について

指摘事項

変更日から10日以内に変更届が提出されていない。

●ポイント

変更届の提出事項に該当する場合は、**変更後10日以内**に届出を提出する必要がある。

●根拠法令

* 介護保険法第75条

指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、**十日以内**に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。



III.介護支援専門員への情報提供に関する事項



事例 6：介護支援専門員への情報提供について

指摘事項

医師、歯科医師又は薬剤師による居宅療養管理指導について、介護支援専門員への情報提供がされていない。

●ポイント

ケアマネジャーへの情報提供は毎回行う必要がある。
情報提供を行っていない場合には、算定ができない。

●根拠法令

*老企第36号第2の6(3)

① 算定内容

主治の医師及び歯科医師の行う居宅療養管理指導については、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、**介護支援専門員**（指定居宅介護支援事業者により指定居宅介護支援を受けている居宅要介護被保険者については居宅サービス計画（以下6【居宅療養管理指導費の規定】において「ケアプラン」という。）を作成している介護支援専門員を、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居宅介護、又は看護小規模多機能型居宅介護の利用者にあつては、当該事業所の介護支援専門員をいう。以下6【居宅療養管理指導費の規定】において「ケアマネージャー」という。）**に対するケアプランの作成等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に算定する。ケアマネージャーへの情報提供がない場合には、算定できないこととなるため留意すること。**

（省略）

② （省略）

③ ケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない場合

居宅療養管理指導以外のサービスを利用していない利用者や自らケアプランを作成している利用者などのケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない利用者に対して居宅療養管理指導を行う場合は、①の規定にかかわらず算定できること。ただし、当該利用者が、居宅療養管理指導以外にも他の介護サービスを利用している場合にあつては、必要に応じて、利用者又は家族の同意を得た上で、当該他の介護サービス事業者等に対し、介護サービスを提供する上での情報提供及び助言を行うこととする。



●根拠法令

*老企第36号第2の6 (4)

①

薬局薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、また、医療機関の薬剤師が行う場合にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行い、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者又はその家族等に対して積極的に文書等にて提出するよう努め、速やかに記録（薬局薬剤師にあつては、薬剤服用歴の記録、医療機関の薬剤師にあつては、薬剤管理指導記録）を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告した上で、ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要な情報提供を行うこととする。ケアマネジャーへの情報提供がない場合には、算定できないこととなるため留意すること。ただし、ケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない場合の取扱いについては、(3)③を準用する。【→前頁③】



* 平成30年度報酬改定Q&A (Vol.1) 問6

問6：医師、歯科医師又は薬剤師による居宅療養管理指導について、介護支援専門員への情報提供が必ず必要になったが、月に複数回の居宅療養管理指導を行う場合であっても、毎回情報提供を行わなければ算定できないのか。

回答

- 毎回行うことが必要である。
- なお、医学的観点から、利用者の状態に変化がなければ、変化がないことを情報提供することや、利用者や家族に対して往診時に行った指導・助言の内容を情報提供することによい。



IV.報酬に関する事項



事例 7：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算について

指摘事項

運営規程において通常の事業の実施地域を定めておらず、全利用者に対して当該加算を算定していた。

●ポイント

- 通常の事業の実施地域を越えて居宅療養管理指導を行った場合に算定できるものであり、通常の事業の実施地域内の利用者に対しては算定できない。
- 運営規程において、通常の事業の実施地域を明確に定めておくこと。

●根拠法令等

- 指定居宅サービスの額の算定に関する基準別表 5・ハ・注 6
指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。



※ 受講確認の入力をお願いします ※

回答期限：令和8年6月30日（火）

富山県所管・富山市所管で入力フォームが異なります

富山県所管の事業所

- ▶ 受講した**事業所名**と**所在市町村**を入力してご回答ください。
- ▶ 複数の事業所から代表の方が受講した場合も、以下に全ての事業所についてそれぞれご入力ください。

回答▶

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=am8DN5XG>

富山市所管の事業所

- ▶ 法人単位ではなく、**事業所ごと**の回答をお願いします。

回答▶

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/1mv9pUQo>

